

東京都北区公共基準点管理保全要綱

平成20年3月31日区長決裁

19北ま道第4392号

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、東京都北区が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の管理保全に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、測量法及び東京都北区公共測量作業規程（平成15年8月4日付国国地発第314号）に基づき東京都北区が設置した測量標及び測量成果並びに国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき地籍調査によって設置した測量標及び測量成果並びに都市再生街区基本調査作業規程（平成16年7月1日付国土国第111号国土交通省土地・水資源局長通知）第2条第2号に規定する街区基準点測量等により国土交通省が取得した測量標及び測量成果を東京都北区に移管されたもので、次に掲げるものをいう。

- (1) 東京都北区公共基準点
- (2) 地籍図根点
- (3) 街区基準点

(公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用するものは、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（別記第1号様式）により区長へ申請し、公共基準点使用承認書（別記第2号様式）による承認を受けるものとする。

2 前項の規定による承認を受けたものは、公共基準点の使用後に公共基準点使用報告書（別記第3号様式）により使用結果を区長に報告するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、土地家屋調査士会は、公共基準点使用に係る包括承認申請書（別記第4号様式）により区長へ申請し、公共基準点使用包括承認書（別記第5号様式）による承認を受けることができる。

4 前項の規定による承認を受けた場合は、公共基準点の使用後に公共基準点使用報告書（別記第6号様式）により、土地家屋調査士会又は各土地家屋調査士が月単位で使用結果を区長に報告するものとする。

5 公共基準点を使用するもの又は土地家屋調査士は、公共基準点使用承認書又は公共基準点使用包括承認書の写しを常時携行し、区職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

第4条 公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事を施工する者

(以下「工事施工者」という。)は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書(別記第7号様式)を区長に提出し、公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条第1項の規定による公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

2 前項の効用に支障をきたすおそれのある工事とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事
- (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと認められる工事

3 第1項の工事施行届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図(掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点図及び区長の指示する測量資料
- (3) 写真(公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの)

4 公共基準点付近での工事がしゅん工した工事施工者は、速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書(別記第8号様式)を区長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の工事しゅん工報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) しゅん工写真(公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの)
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前及びしゅん工後が対比できる引照点図並びに区長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量の成果)

6 公共基準点付近の工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は区長との協議後、公共基準点復旧承認申請書(別記第9号様式)により区長に申請し、公共基準点(復旧)承認書(別記第10号様式)により復旧の承認を受けなければならない。

(一時撤去及び移転)

第5条 工事施工者が公共基準点を一時撤去(従前の点と同じ座標に再現するための準備がなされた状態で撤去し、復旧することをいう。以下同じ。)又は移転する必要が生じた場合には、あらかじめ公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書(別記第11号様式)により区長に申請し、公共基準点(一時撤去・移転)承認書(別記第12号様式)による承認を受けなければならない。

2 前項の公共基準点(一時撤去・移転)申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図及び平面図(掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの)

(2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）

(3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

- 3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（別記第13号様式）を区長に提出するものとする。

（機能の回復）

第6条 第4条第6項又は前条の規定により一時撤去又は移転した公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原因者である工事施工者が行わなければならない。この場合には、原則として既設の測量標を再使用し、既設と同様の構造により、当該公共基準点を再設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において、既設の測量標の使用及び同一構造による設置が不可能な場合は、区長と協議の上変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は、前2項の規定を準用する。
- 4 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項及び第40条並びに関係法令の規定に基づき、東京都北区が行うものとする。
- 5 土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合は、東京都北区が公共基準点の一時撤去又は移転を行うことができる。

（設置工事）

第7条 工事施工者は、設置工事における公共基準点の測量標の設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に区長と協議しなければならない。

- 2 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 3 設置工事がしゅん工した工事施工者は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（別記第14号様式）を前項の写真とともに区長に提出し、検査を受けなければならない。
- 4 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第8条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊しの費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、第6条第5に規定する土地所有者等による一時撤去又は移転の請求があった場合は、東京都北区が負担する。

（公共基準点の廃止）

第9条 公共基準点の復旧が困難な場合、公共基準点の移転により新たな公共基準点が設置された場合又は、公共基準点としての効用を果たさなくなった場合は、当該公共基準点を廃止するものとする。

2 工事施工者が前項の規定による公共基準点を撤去する場合は、第5条の規定を準用する。

(水準点への準用)

第10条 第4条、第5条、第8条及び第9条の規定は、東京都北区が管理する水準点について準用する。この場合において、「公共基準点」を「水準点」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項についての取扱いは、土木部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月30日区長決裁26北ま道第4775号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年12月8日副区長決裁3北土施第2647号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。